

# 農林水産省関連資料

(資料)

- ① 輸出倍増サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策
- ② 諸外国による日本産食品への規制強化
- ③ 諸外国の食品輸入規制への対応について
- ④ 平成23年度補正予算による放射性物質検査機器の導入機関について

# 輸出倍増サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策

● **支援対象者**・・・ 農事組合法人、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、農業生産法人、有限責任事業組合(LLP)、複数の事業者で構成された協議会(別途、農林水産省の承認が必要です)等(※「農業生産法人」、「有限責任事業組合」は、別途、要件があります。)

◆ **農林水産物・食品の輸出に取り組む民間団体等を対象に、今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定し、次の①～⑧までの事業メニューの中から必要とする事業メニューを選択して戦略的に輸出拡大プロジェクトを実施する取組に対して支援します。** なお、放射能検査に係る経費も補助対象といたします。

- ・ 8つのそれぞれのメニューの経費に対して国の補助率**2分の1以内**ー 必要とするメニューを選択して実施 ー
- ※総事業費400万円(国庫補助金額200万円)以上の事業計画が公募の対象となります。



**1 次世代技術者・輸出担当者育成**

事業実施主体やその構成員の職員を対象に、輸出先駆者、各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態把握等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育成を行う。

**2 海外市場開拓調査**

① **海外市場調査**  
海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合製品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の権利取得制度等の調査を行う。

② **市場開拓戦略・ブランド確立**  
輸出に係る市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催、ブランドマークの策定等を行う。

**3 産地PR・国内商談会**

国内の輸出製品の生産地や加工地に海外から輸出先国バイヤー等を招へいし、製品の紹介、生産方法のPR、商談会の開催等を一体的に行う。

**4 海外試験輸送**

輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や、輸送コスト・時間の削減を図るための試験輸送を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行う。



**5 輸出環境整備**

輸出先国の各種基準への対応の検討・取得への取組、輸出先国の検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立を行う。

**6 海外販売促進活動**

①海外において、国際見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、商品パンフレット等による効果的な広報活動を行う。

②輸出先国のバイヤー等が求める放射能検査を行うことによる安全な食品等の販売促進活動を行う。

**7 海外ニーズ 製品の試作・実証**

海外市場のニーズに合わせた新しい輸出向けの加工食品(飲料を含む。)の試作及び海外における試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな製品の開発の検討を行う。

**8 輸出プロモーターの活用**

事業実施主体の外部から輸出に関する助言・提言等を得るため、輸出プロモーター(貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。)の活用を行う。



# 諸外国による日本産食品への規制強化

平成23年6月21日  
農 林 水 産 省

3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、諸外国において日本産食品の輸入に対し規制や検査が強化されている（全40か国・地域）。

## 1. 日本のすべての食品につき輸入停止又は証明書を要求（23カ国・地域）

中国、韓国、EU、タイ、アラブ首長国連邦、マレーシア、インドネシア、エジプト、スイス、リヒテンシュタイン、ブラジル、オマーン、レバノン、クウェート、ノルウェー、バーレーン、ポリネシア（仏領）、カタール、ブルネイ、ニューカレドニア（仏領）、アイスランド、モロッコ、コンゴ民主共和国

- 〔中国の例〕 ① 福島等12都県の食品、飼料を輸入停止  
② 12都県以外の食品、飼料に放射性物質の検査及び産地証明を要求
- 〔EUの例〕 ① 福島等13都県の食品、飼料に放射性物質の検査証明を要求  
② 13都県以外の食品、飼料に産地証明を要求

## 2. 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求／他の食品の一部につき全ロット検査（3カ国・地域）

台湾、ベトナム、フィリピン

- 〔台湾の例〕 ① 福島等5県の食品を輸入停止  
② 5県以外の野菜、水産物等を台湾で全ロット検査

## 3. 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求（6カ国・地域）

香港、米国、シンガポール、ロシア、チリ、マカオ

- 〔米国の例〕 ① 福島等3県のほうれんそう等を輸入停止  
② 3県の乳製品、果物、野菜等に放射性物質の検査証明を要求  
③ その他の食品は米国で検査強化

## 4. 輸入国における検査の強化のみ（8カ国）

豪州、ニュージーランド、インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、ウクライナ、イラン

（注）上記は6月16日現在で得られた情報。

# 諸外国の食品輸入規制への対応について

## I 諸外国への働きかけ

### 1 首脳会談等により働きかけ。

3月31日：日仏首脳会談、4月4日：日EU電話首脳会談、4月12日：日中電話首脳会談、4月24日：日中韓経済貿易大臣会合、4月29日：日米外相会談、5月2日：日EU経済閣僚会合、5月21日～22日：第4回日中韓サミット、5月25日：日仏首脳会談、5月26日：G8サミット、5月28日：日EU定期首脳協議 等

### 2 篠原副大臣からの働きかけ。

5月18日：欧州議会議員団、5月27日：EUチョロシュ委員（農業）、EUコッジ保健・消費者総局長、仏農業省アラン農業総局長及びブリアンド食品総局長

### 3 農水省事務方により直接相手国に赴いて働きかけ。

中国、韓国、EU、タイ、ベトナム、スイス、豪州、NZ、カナダ、香港、シンガポール、フィリピン、台湾、イタリア、ポーランド

### 4 在外日本大使館、在京各国大使館を通じて説明。WTO等で呼びかけ。

### 5 日本大使館・ジェトロ（日本貿易振興機構）により、主要都市で輸出品の説明会を開催。

北京、ロンドン、上海、バンコク、ソウル、パリ、デュッセルドルフ、台北、香港、シンガポール、ミラノ、ニューヨーク、メキシコシティ、ブリュッセル

## II 国内への情報提供

### 1 輸出業者、関係者への情報提供

- (1) 農林水産省ホームページにおいて、諸外国の規制措置を随時更新。
- (2) 農産物輸出協議会(147団体)、都道府県等を通じ、随時、情報を提供
- (3) 輸出相談窓口で常時相談を受付

### 2 諸外国向け証明等について発行体制を整備

#### (1) 産地証明、日付証明、放射性物質の検査証明

##### ①原則として都道府県（水産物については水産庁）

##### ②様式等を通知済みの国・地域

EU、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、シンガポール、韓国、マレーシア、タイ、中国（水産物）

#### (2) 放射性物質の検査

##### ①現在使用可能な検査機関を通知

(財) 食品環境検査協会、(財) 日本分析センター等

##### ②1次補正予算で導入

1億5,600万円、補助率1/2

補助対象：都道府県、民間団体（計13団体）

## 東日本大震災について～平成23年度補正予算による放射性物質検査機器の導入機関について～

平成 23 年度補正予算において、輸出食品等を専用とする放射性物質の検査機器を導入する機関が決定しました。

### 1. 平成 23 年度補正予算による放射性物質検査機器導入機関

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、日本から輸出される食品等について放射性物質に関する検査等を要求する国がある中、増加する全国の輸出事業者の検査ニーズに対応するため、平成 23 年度補正予算において、以下の検査機関に対して輸出食品等を専用とする放射性物質の検査機器の導入を支援します。

ブロック	検査機関の名称	配置場所	受付開始時期	検査開始時期
北海道	財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	北海道	7 月 1 日	7 月上旬
東北	財団法人 宮城県公衆衛生協会	宮城県	7 月 1 日	7 月 1 日
	一般財団法人 山形県理化学分析センター	山形県	6 月 15 日	7 月 4 日
関東	財団法人 日本穀物検定協会	東京都	6 月 28 日	7 月 1 日
	財団法人 日本冷凍食品検査協会	神奈川県	6 月 20 日	6 月 20 日
北陸	社団法人 新潟県環境衛生中央研究所	新潟県	8 月中旬	8 月下旬
近畿	株式会社 日吉	滋賀県	7 月中旬	8 月上旬
	株式会社 ユニチカ環境技術センター	京都府	6 月 30 日	7 月 1 日

中国四 国	株式会社 エフイーエ ーシー	島根県	6月27日	7月上旬
	香川県産業技術セン ター食品研究所	香川県	7月中旬	7月中旬
九州	長崎県環境保健研究 センター	長崎県	8月上旬	8月上旬
	社団法人 熊本県薬剤 師会医薬品検査セン ター	熊本県	6月15日	7月1日
	社団法人 大分県薬剤 師会検査センター	大分県	7月11日	7月11日

## 2. 輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について

平成23年度補正予算で検査機器の導入を支援する機関も含め、輸出食品等に対する放射性物質の検査機関に関する情報を以下のHPで提供しています。

URL:<http://www.maff.go.jp/e/export/houshanou.html>

### お問い合わせ先

大臣官房国際部国際経済課貿易関税チーム輸出促進室

担当者：南部、岡本

代表：03-3502-8111（内線3501）

ダイヤルイン：03-3502-3408

FAX：03-3502-0735

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>